(iv) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点南西三十海里の点
(v) 北海道様似郡様似町様似港外西防波堤灯台中心点南西十七海里の点
(vi) 最大高潮時海岸線上北海道沙流勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点
(vii) 最大高潮時海岸線上北海道沙流勇払両郡界

ニ　青森県八戸市鮫角灯台中心点真方位九十度線以北の海域のうち、同灯台中心点から沖合三十海里以内の海域

ホ　北緯二十度の線以北の太平洋の海域のうち、次の点を順次に直線で結ぶ線以西の海域（日本海、黄海及び東シナ海の海域を除く。）及び長崎県長崎市野母崎突端正西の線以南の海域
(i) 北緯二十度東経百四十一度五十九分四十八秒の点
(ii) 北緯三十五度十二秒東経百四十一度五十九分四十八秒の点
(iii) 北緯三十五度十二秒東経百四十一度五十九分四十八秒と北緯四十度十一秒東経百四十三度五十九分四十六秒を直線で結ぶ線と宮城県石巻市金華山頂上を通る緯度線との交点
(iv) 宮城県石巻市金華山頂上

ヘ　東経百三十五度五十九分四十九秒以西の北緯四十一度九秒の線、次の各点を順次に直線で結ぶ線及び北緯三十度十三秒以北の東経百二十五度五十九分五十三秒の線並びに陸岸により囲まれた海域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号）第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域を除いた海域のうち、日本国の排他的経済水域並びに漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（平成十一年条約第三号）第九条第一項及び第二項に規定する水域
(i) 北緯四十一度九秒東経百三十五度五十九分四十九秒の点
(ii) 北緯四十七度七秒東経百四十度五十九分四十六秒の点
(iii) 北緯四十七度七秒東経百四十一度五十九分四十五秒の点
(iv) 北緯四十六度八秒東経百四十一度五十九分四十六秒の点
(v) 北緯四十六度九秒東経百四十九度五十九分四十三秒の点
(vi) 北緯四十四度九秒東経百四十八度五十九分四十三秒の点
(vii) 北緯四十度十一秒東経百四十三度五十九分四十六秒の点
(viii) 北緯三十五度十二秒東経百四十一度五十九分四十八秒の点
(ix) 北緯三十度十三秒東経百三十一度五十九分五十一秒の点
(x) 北緯三十度十三秒東経百二十五度五十九分五十三秒の点

六　北緯二十度の線以北、東経百六十九度五十九分四十四秒の線以西の太平洋の海域においては、毎年三月一日から四月三十日までの間は、操業してはならない。

七　農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従って衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

八　漁業監督官が、七により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。

○経済産業省環境省告示第七号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第三条の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項（平成五年十月環境庁・厚生省・通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年六月一日から施行する。

平成二十九年四月七日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

◎特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項（平成五年十月七日環境庁・厚生省・通商産業省告示第一号）

改正後	改正前
第一　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項 2　環境の保全上適正な輸出及び輸入 （1）　（略） （2）　次に定めるところに適合しない特定有害廃棄物等の輸出及び輸入（理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要なものに限る。）は、理事会決定の定めるところにより、環境の保全上適正なものとは認められないこと。 イ　特定有害廃棄物等（鉛蓄電池（破砕されているか否かを問わない。以下同じ。）を除く。）の輸出については、 ①　輸出について輸入国及び経済協力開発機構の加盟国（以下「加盟国」という。）である通過国か	第一　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項 2　環境の保全上適正な輸出及び輸入 （1）　（略） （2）　次に定めるところに適合しない特定有害廃棄物等の輸出及び輸入（理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要なものに限る。）は、理事会決定の定めるところにより、環境の保全上適正なものとは認められないこと。 イ　特定有害廃棄物等の輸出については、 ①　輸出について輸入国及び経済協力開発機構の加盟国（以下「加盟国」という。）である通過国か